



熊本県公報

第13504号
令和8年(2026年)
1月27日(火)
(毎週火・金発行)

目次

告 示

○道路の区域変更	(道路保全課)	1
○道路の供用開始	(〃)	2
○救急診療所の撤回(田嶋外科内科医院)	(医療政策課)	2
○令和8年度(2026年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約に係る一般競争入札の参加資格等	(畜産課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(〃)	3
○令和7年度(2025年度)予算の要領	(財政課)	3

公 告

○公共測量の実施	(監理課)	14
○換地処分	(農地整備課)	14
○令和8年度(2026年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約に係る一般競争入札の実施	(畜産課)	15
○換地処分	(農地整備課)	18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	18
○大津都市計画ごみ焼却場(菊池環境保全組合東部清掃工場)の変更(大津町決定)	(都市計画課)	18
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	19

登 載 依 賴

○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課)	19
○令和7年度(2025年度)第2回文化財保護審議会の開催	(文化財保護審議会)	19
○令和7年度(2025年度)熊本県がん対策推進会議の開催	(がん対策推進会議)	19
○令和7年度(2025年度)熊本県薬事審議会の会議の開催	(薬事審議会)	20

正 誤

○令和7年(2025年)12月12日熊本県公告第718号(農用地利用集積等促進計画の認可)中	(担い手支援課)	20
--	-------	----------	----

告 示

熊本県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)1月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市松島町合津字瀬戸内 6311番2地先から	前	26.1 ～ 40.6	132.0	災害復旧事業
		同所 6309番6地先まで	後	26.2 ～ 51.2	132.0	

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)1月27日

熊本県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)1月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷 727番3地先から 上益城郡益城町大字寺迫字今吉 110番3地先まで	700.9	単県区画

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)1月28日

熊本県告示第83号

次の救急診療所について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

名 称	所 在 地	撤 回 日
田嶋外科内科医院	熊本市西区田崎二丁目2番4 8号	令和8年(2026年) 1月4日

熊本県告示第84号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

【畜産課】令和8年度(2026年度)豚熱ワクチン(50頭分)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)2月9日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審

査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ニチイケアセンター玉名駅前 玉名市中1703-1田上店舗2号室	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 中川 創太	居宅介護	令和8年(2026年)1月31日

熊本県告示第86号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
健人堂キッズクラブ 人吉市上林町802番地1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町1639番地15 馬場 健太郎	令和7年(2025年)1月20日	4350600088	指定児童発達支援 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第87号

令和7年度(2025年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和8年1月熊本県議会臨時会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,485,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 999,606,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税		千円 229,110,919	千円 716,682	千円 229,827,601
	1 地方交付税	229,110,919	716,682	229,827,601
2 分担金及び 負担金		5,099,497	1,609,752	6,709,249
	1 分 担 金	703,084	449,114	1,152,198
	2 負 担 金	4,396,413	1,160,638	5,557,051
3 国庫支出金		180,053,518	20,103,438	200,156,956
	1 国庫補助金	111,052,307	20,103,438	131,155,745
4 諸 収 入		59,254,270	176,977	59,431,247
	1 受託事業 入	1,978,197	121,583	2,099,780
	2 雜 入	7,770,617	55,394	7,826,011
5 県 債		109,795,000	27,879,000	137,674,000
	1 県 債	109,795,000	27,879,000	137,674,000
歳 入 合 計		949,121,070	50,485,849	999,606,919

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 42,990,267	千円 530,794	千円 43,521,061
	1企画費	8,236,216	530,794	8,767,010
2 民生費		118,774,469	297,929	119,072,398
	1社会福祉費	65,252,230	268,025	65,520,255
	2児童福祉費	43,126,782	29,904	43,156,686
3 農水産業林		78,215,520	12,999,881	91,215,401
	1農業費	21,491,205	20,000	21,511,205
	2農地費	25,803,667	10,779,661	36,583,328
	3林業費	21,307,775	1,640,830	22,948,605
	4水産業費	6,058,854	559,390	6,618,244
4 商工費		65,972,247	182,253	66,154,500
	1商業費	53,098,408	55,803	53,154,211
	2観光費	1,979,409	126,450	2,105,859
5 土木費		114,070,608	28,358,214	142,428,822

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道橋りょう費	千円 46,369,561	千円 16,370,310	千円 62,739,871
	2 河川海岸費	45,516,809	8,771,071	54,287,880
	3 港湾費	7,205,381	1,301,400	8,506,781
	4 都市計画費	9,549,416	1,694,447	11,243,863
	5 住宅費	2,280,080	220,986	2,501,066
6 教育費		154,501,653	99,666	154,601,319
	1 教育総務費	36,212,545	89,541	36,302,086
	2 高等学校費	35,609,897	10,125	35,620,022
7 災害復旧費		61,140,050	8,017,112	69,157,162
	1 商工災害復旧費	4,372,732	109,112	4,481,844
	2 土木災害復旧費	38,407,856	7,908,000	46,315,856
	歳出合計	949,121,070	50,485,849	999,606,919

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金額
1 民 生 費		千円 4,440
	1 生 活 保 護 費	4,440
2 衛 生 費		271,421
	1 医 薬 費	271,421
3 商 工 費		4,874,352
	1 商 業 費	3,111,803
	2 工 鉱 業 費	1,762,549
4 教 育 費		89,541
	1 教 育 総 務 費	89,541
合 計		5,239,754

2 変 更

款	項	金額	
		補正前	補正後
1 総務費		千円 793,563	千円 1,165,919
	1 企画費	793,563	1,165,919
2 民生費		866,154	7,501,942
	1 社会福祉費	589,683	7,093,855
	2 児童福祉費	276,471	408,087
3 衛生費		272,903	2,578,587
	1 公衆衛生費	4,554	2,269,212
	2 環境衛生費	268,349	309,375
4 農林水産業費		29,610,925	42,121,282
	1 農業費	2,021,950	2,041,950
	2 農地費	11,359,505	21,649,642
	3 林業費	14,204,030	15,844,860
	4 水産業費	2,025,440	2,584,830
5 商工費		204,675	331,125
	1 観光費	204,675	331,125
6 土木費		70,344,140	92,974,595
	1 道路橋りょう費	26,286,748	39,762,652

款	項	金額	
		補正前	補正後
	2 河 川 海 岸 費	千円 33,439,682	千円 40,281,100
	3 港 湾 費	2,799,817	3,407,517
	4 都 市 計 画 費	6,887,635	8,372,082
	5 住 宅 費	930,258	1,151,244
7 教 育 費		4,926,295	4,936,420
	1 高 等 学 校 費	4,926,295	4,936,420
8 災 害 復 旧 費		15,000	4,362,408
	1 商 工 災 害 復 旧 費	15,000	4,362,408
合 計		107,033,655	155,972,278

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
観現補助年光施設費	千円 29,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
老人福祉施設整備費	98,000			
計	127,000			

2 变 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 3,149,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 4,965,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	215,000	融機構、会社、 その他	(ただし、 利率見直 し方式で)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 借り入れ	507,000			
農地防災国庫補助事業費	436,000			満期一括償還	590,000			
湛水防除国庫補助事業費	491,000	(借入方法)			1,058,000			
造林国庫補助事業費	90,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等	355,000			
林道国庫補助事業費	628,000	の地方公共団	利率の見	ただし、県 財政の都合に	697,000			
治山国庫補助事業費	4,414,000	体との共同發 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	4,632,000			
漁港国庫補助事業費	398,000	(その他)	において、	は借換えをす	606,000			
觀光施設整備事業費	136,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	ることができ る。	199,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,747,000	一部又は全部	率)		12,895,000			
道路維持国庫補助事業費	2,898,000	を翌年度以降 に繰り下げる			3,688,000			
河川国庫補助事業費	1,889,000	借り入れるこ とができる。			4,272,000			
砂防国庫補助事業費	3,563,000	発行価格が			4,530,000	(補 正 前 に 同じ)		
河川海岸保全国庫補助事業費	151,000	額面金額を下 回るときは、			201,000			
港湾建設国庫補助事業費	584,000	その発行差額			916,000			
土地区画整理事業費	823,000	をうめるため			1,079,000			
街路国庫補助事業費	1,205,000	必要な金額を 加算した額を			1,383,000			
都市公園整備事業費	481,000	限度額とする			633,000			
公営住宅建設事業費	452,000	ことができる。			556,000			
土地改良直轄事業負担金	938,000				1,314,000			
農地海岸直轄事業負担金	571,000				668,000			
道路直轄事業負担金	6,825,000				9,718,000			
河川直轄事業負担金	3,221,000				4,823,000			
砂防直轄事業負担金	807,000				1,133,000			
港湾直轄事業負担金	1,577,000				2,165,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共土木直轄 災害復旧事業 負 担 金 観光施設 現年発生単県 災害復旧事業費	千円 129,000 15,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げる 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることでき る。	千円 7,997,000 5,000			(補 正 前 に 同 じ)
計	43,833,000				71,585,000			

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和7年度熊本県下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「831,489千円」を「833,239千円」に、「131,295千円」を「177,729千円」に、「340,194千円」を「295,510千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第1款 資本的収入	5,082,165千円	857,238千円	5,939,403千円
第1項 企 業 債	1,819,201千円	333,000千円	2,152,201千円
第2項 他会計借入金	26,803千円	210,000千円	236,803千円
第3項 補 助 金	1,976,100千円	259,488千円	2,235,588千円
第4項 負 担 金	1,251,200千円	54,750千円	1,305,950千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,913,654千円	858,988千円	6,772,642千円
第1項 建設改良費	5,388,624千円	858,988千円	6,247,612千円
(企業債)			

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額「1,038,000千円」を「1,055,000千円」に、「121,800千円」を「155,800千円」に、「90,800千円」を「92,800千円」に、「521,000千円」を「801,000千円」に、「1,819,201千円」を「2,152,201千円」に改める。

令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「457,321千円」を「494,957千円」に、「65,989千円」を「331,829千円」に、「391,332千円」を「163,128千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次とおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第1款 資本的収入	813,520千円	2,886,600千円	3,700,120千円
第1項 企 業 債	634,000千円	1,837,000千円	2,471,000千円
第2項 補 助 金	143,939千円	1,049,600千円	1,193,539千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,308,077千円	2,887,000千円	4,195,077千円
第1項 建設改良費	775,949千円	2,887,000千円	3,662,949千円

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額のうち、「399,000千円」を「2,236,000千円」に改める。

公 告

熊本県公告第55号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(確定測量)	令和8年(2026年) 1月13日から 令和8年(2026年) 3月6日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第56号

県営天草中央中地区(道面換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第57号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

【畜産課】令和8年度(2026年度)豚熱ワクチン(50頭分)

(2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県農林水産部生産経営局畜産課衛生防疫班(熊本県庁行政棟本館8階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

【畜産課】令和8年度(2026年度)豚熱ワクチン(50頭分)の購入単価契約
仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月5日(金)
まで

(6) 納入場所

熊本県中央家畜保健衛生所(熊本市南区城南町沈目1666-1)

熊本県城北家畜保健衛生所(山鹿市鹿本町御宇田198-5)

熊本県阿蘇家畜保健衛生所(阿蘇市一の宮町宮地2639-1)

熊本県城南家畜保健衛生所(人吉市蟹作町1237-1)

熊本県天草家畜保健衛生所(天草市本渡町本戸馬場1706-3)

(7) 入札方法(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいづれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、仕様書に記載する契約物品の1本当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)2月9日(月)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するも

のとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に定める動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)を提出すること。

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で、電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書(別紙様式2)により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月12日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月11日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)3月12日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(別紙様式3)(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状(別紙様式5))を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月11日(水)(必着)までに1(3)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書(別紙様式4)を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入

札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務部局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1本あたりの単価)に年間購入予定数量(12,050本)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書(別紙様式11)を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書(別紙様式12)を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限(3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県農林水産部生産経営局畜産課衛生防疫班

電話番号 096-333-2402

イ ファックス番号 096-381-7611
 競争入札参加資格審査申請に關すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581

ウ ファックス番号 096-381-9010
 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に關すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580

エ 電子入札システムの操作方法に關すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

The contract of unit price for classical swine fever vaccines (50 dose)

(2) Date and Place for tender

Date: March 12th, 2026 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Livestock Division, Production Management Bureau, Department of
 Agriculture, Forestry and Fisheries,
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2402

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第58号

県営芦水地区(桜野上場換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第59号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字砥川字宮園2111番2の一部及び同2127番
 475.11平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

上益城郡益城町大字広崎1012番地1 ファミールオガタE棟101号
 谷岡 史也
 谷岡 真優

熊本県公告第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大津町から大津都市計画ごみ焼却場(菊池環境保全組合東部清掃工場)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第61号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区理事長江頭実から令和7年(2025年)1月26日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年(2026年)1月20日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木 村 敬

登載依頼**熊本県公営企業管理規程第1号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

熊本県企業局会計規程(昭和39年熊本県電気事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第77条第3項及び第89条第4項中「第6条第1項」を「第5条の9第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年12月12日から適用する。

熊本県文化財保護審議会公告第2号

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県文化財保護審議会 会長 伊東 龍一

1 開催日時

令和8年(2026年)2月3日(火)午後1時30分から

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室

3 議題

(1) 報告事項

ア 前回審議会における指摘事項について
イ 令和7年8月の記録的大雨に係る対応状況について
ウ 平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金について

(2) 質問事項

文化財の県指定について

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。

6 傍聴における留意事項

3(1) 報告事項のみを公開する。

7 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財活用班
(電話096-333-2707)

熊本県がん対策推進会議公告第1号

令和7年度(2025年度)熊本県がん対策推進会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県がん対策推進会議

1 開催日時

令和8年(2026年)2月3日(火曜日)
午後5時から午後6時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区本荘1丁目1-1
熊本大学病院 管理棟3階 第一会議室

3 議題

(1) 第4次熊本県がん対策推進計画の進行管理等について
(2) その他

4 傍聴者の定員

- 5 5人
傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 がん対策・歯科保健推進班
(電話 096-333-2208)

熊本県薬事審議会公告第1号

令和7年度(2025年度)熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催する。
令和8年(2026年)1月27日

熊本県薬事審議会長

- 1 開催日時
令和8年(2026年)2月9日(月)
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本テルサ 2階「ひばり」(熊本市中央区水前寺公園28-51)
- 3 内容(予定)
(1) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況等について
(2) 薬剤師確保対策について
(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県薬事審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 薬事班)
電話 096-333-2242

正 誤

令和7年(2025年)12月12日熊本県公告第718号(農用地利用集積等促進計画の認可)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	
14		19
正		
津田 英樹	菊陽町	熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上2440番 1ほか1筆
緒方 佳子	熊本市	熊本市南区城南町舞原字出水原725番1
誤		
津田 英樹	菊陽町	熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上2440番 1ほか1筆
奥村 高俊	熊本市	熊本市南区無田口町字南三町2116番1ほか2筆
緒方 佳子	熊本市	熊本市南区城南町舞原字出水原725番1